平成２５年（フ）第９３号
千葉県流山市名都借796番地の７
破産者　高尾喜代一
１　決定年月日　平成25年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第９４号
埼玉県春日部市東中野1504番地１、破産手続開始時の住所埼玉県春日部市西金野井1699番地18
破産者　曽根　友和
１　決定年月日　平成25年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第９４号
相模原市南区新戸1989番地５
破産者　松下　邦彦
１　決定年月日　平成25年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第８号
京都府舞鶴市字京田267番地１－Ｂ202号
破産者　和田　員之
１　決定年月日　平成25年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
京都府舞鶴市字引土46番地
破産者　水嶋　昌司
１　決定年月日　平成25年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第２９０８号
奈良県生駒市北新町16―22　坂本方、開始決定時奈良県奈良市学園中３丁目1542番地の283
破産者　富田　好英
１　決定年月日　平成25年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６０号
大阪市淀川区東三国３―11―23　リエート東三国1008、住民票上の住所大阪市淀川区宮原２丁目１番23―605号
破産者　基山　孝行
１　決定年月日　平成25年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８３６号
福岡県筑紫野市光が丘４丁目２番地１　415号
破産者　原口　政信
１　決定年月日　平成25年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２６７号
福岡市東区名島３丁目19番543号
破産者　濱田　雅司
１　決定年月日　平成25年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４６４号
福岡市東区唐原７丁目14番14号
破産者　加来　祐輔
１　決定年月日　平成25年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２２号
北海道北見市北８条西１丁目１番地　コーポラス中央63
破産者　北條　雅昭
１　決定年月日　平成25年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第６号
青森市篠田２丁目20番14号　コーポカナメ１号
破産者　蟹江　常雄
１　決定年月日　平成25年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３６号
福島市北矢野目字高畑41番地の11　グラン・エメロード302、開始決定時の住所福島市宮代字日影29番地の７、従前の住所福島市宮代字安太渕31番地の２　コーポ日進202
破産者　岡崎　雅春（旧姓鈴木）
１　決定年月日　平成25年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第２６９７号
横浜市神奈川区西寺尾４丁目27番８―203号
破産者　高橋　　伸
１　決定年月日　平成25年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７７０号
横浜市泉区和泉町1301番地６
破産者　池田　哲也
１　決定年月日　平成25年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２３号
神奈川県鎌倉市十二所178番地
破産者　堀　　実
１　決定年月日　平成25年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６２４号
神奈川県鎌倉市十二所178番地
破産者　堀　　栄
１　決定年月日　平成25年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６号
山梨県南巨摩郡身延町伊沼107番地
破産者　佐野　英士
１　決定年月日　平成25年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６４２号
静岡県藤枝市瀬古１丁目17番３号、開始決定時の住所静岡県藤枝市南駿河台１丁目８番８号
破産者　山口　勝弘
１　決定年月日　平成25年６月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部